

## あいしょう朝市開催要領

### 1. 目的

湖東三山館あいしょう（以下「本施設」という。）の駐車場で、出品者が丹精込めて作られた安心・安全な農産物・果物・花、あるいはパン・ケーキなどの加工品や工芸品を定期的に販売することにより、消費者・生産者・商工業者が一体となって、交流を深め、地域のにぎわいを図ることを目的とします。

### 2. 開催日時および場所

開催日時および場所は次のとおりとする。

日時	毎月第4日曜日	8：30～9：00	開店準備
		9：00～12：00	営業
		12：00～13：00	後始末
場所	愛荘町松尾寺 1395 番地 1	本施設	駐車場の一部

### 3. 主催者

あいしょう朝市は、一般社団法人愛荘町観光協会（以下「協会」という。）が主催する。

### 4. 後援

愛荘町

### 5. 出店資格

出店資格は、本事業の目的に賛同する愛荘町内と周辺地域の個人・法人および団体とする。

### 6. 出店募集数 30 店舗程度

### 7. 出店者の確保

毎イベント時、10 台の出店を確保するように努める。

### 8. 出店ルールの遵守

(1) 協会は、次の事項について出店者に遵守させなければならない。

- ①協会の指示に従い、健全な営業に努めること。
- ②出店に関する事故、販売に関するトラブル等について、出店者が一切の責任を負う。
- ③出店名義の又貸しや委託販売等の禁止。

- ④出店時刻、退店時刻の厳守。
- ⑤食品衛生法に基づく許可は、出店者があらかじめ取得する。また、食品の販売にあたり名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等は、お客様から聞かれた際には、正確に回答する。
- ⑥出店者はお客様に不安感や嫌悪感を与えるような服装、言語および態度は慎むこと。
- ⑦値札などの販売するすべての備品および、つり銭等については各自用意すること。

(2) 出店品目は次のとおりとする。

- ①農産物、果樹、花、菓子類、加工品、手工芸品など  
加工品は、食品の営業許可を受けた施設内で製造されたものに限る。
- ②各種団体活動のPR
- ③その他、協会が適当と認めるもの。

(3) 清掃

出店場所およびその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については、出店者が責任を持って回収し、持ち帰ること。

(4) 開催中止

- ①天候不良、落雷等の際は、開催を中止する場合がある。なお、開催の中止の判断は協会が行い、開催当日の午前8時に決定する。中止の場合は、協会が午前8時以降に各出店者に連絡をする。
- ②予備日での開催はしない。この場合に生じる損害については、協会は一切補償しない。

(5) 個人情報の取扱いと出店登録の取消し

- ①反社会的勢力排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがある。出店者は次のいずれにも該当しない者であること。また、登録後、該当すると認められた時は登録を取消す。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 暴力団員または暴力団密接関係者と認められた時は出店できない。
- ②個人情報の取扱いについては、適正な管理を行い、他の目的には一切使用しない。
  - ③会場で撮影した写真等は、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等へ掲載する場合があります。

## 9. 募集および応募方法

- ①広報、防災無線、ホームページにより町内に向け募集すると同時に、情報誌等で町外へ募集する。
- ②登録を希望される出品者は登録申請書（様式1）と同意書（様式2）を協会に提出する。
- ③登録申請書を受理した協会は出店内容を確認のうえ登録決定した後、登録確認書（様式3）を申請者に発行する。
- ④出店者は各開催日ごとに別紙出店申込書（様式4）を協会へ開催日の14日前までに提出する。農産物・果樹の出品者は栽培履歴を、加工品などは営業許可書のコピーと一緒に提出する。
- ⑤協会は出店の可否を開催日の7日前までに出店者に対して連絡をする。
- ⑥出店者が出店をキャンセルする場合は、速やかに協会まで連絡すること。無断で出店をキャンセルした場合は、以後の出店を認めない場合がある。

## 10. 出店費用 1台1回 500円

開催日当日、開始時間までに協会へ納付する。

## 11. 広報・宣伝

- ①軽トラ朝市の案内看板設置。
- ②のぼり旗を作成し、会場内外に設置する。
- ③ホームページによる広報。
- ④マスコミ機関を利用した積極的なパブリシティの活用。

## 12. その他

- ①販売場所は協会で決定し通知する。
- ②設営に必要な備品は基本的に出品者で準備すること。
- ③電源、水道が必要な場合は、別途相談となります。

- ④食中毒等の防止措置を講じるとともに、食品衛生について注意すること。
- ⑤販売価格の設定、金額表示、現金の収受、管理は出店者で行う。

### 1 3. お問い合わせ先

- 湖東三山館あいしょう 電話 0749-37-2333  
愛知郡愛荘町松尾寺 1395 番地 1
- 愛荘町役場商工観光課 電話 0749-37-8057  
愛知郡愛荘町安孫子 825 番地